

リース料と消費税 4月以後契約のリース

平成20年4月1日以後に契約するリース取引の消費税の取扱いが大きく変わりました。

1. ポイント

①リース取引開始初年度にリース料総額分の消費税額を一度に控除することとなりました。

この扱いは、平成20年4月1日以後契約するリース取引に係る消費税額（仕入に係る消費税額）についてからですので留意して下さい。

②リース料を経費処理（賃貸借処理）する場合も同様に①と同じ扱いとなります。

③それ以前の契約は、今までどおりで結構です。

2. 質疑応答

〔質問1〕すべてのリース取引についての取扱いが変更となるのでしょうか。

〔回答1〕平成20年4月1日以後に契約するリース取引については、売買取引があったものとし

て、法人税または所得税の計算が行われます。これに伴い、消費税についてもリース取引の目的となる資産の引渡しの時に売買取引があったものとして取扱われることになりました。

・基準日（08.04.01）は、あくまでリース取引開始日でなく契約日基準となります。

・リース取引は、一定の要件を満たすファイナンス・リース取引となります。

・オペレーティング・リース取引（含再リース取引）、レンタル取引および平成20年3月31日までに契約するリース取引の消費税の取扱いは変わりません。

〔質問2〕経費処理する場合の取扱いは。

〔回答2〕リース取引に関する会計基準が改正されますが、中小企業の場合「中小企業の会計に関する指針」により、リース取引について今までどおりリース料を経費処理する方法（賃貸借処理）で処理できます。

・決算上、リース料を経費処理する方法をとる場合、一般的なリース取引は税務申告で特段の処理は不要となります。

ナマの税務相談室

Q 先生、過日兄が書店で精算課税のポケット本を購入して、私に一読をすすめてくれました。そして、住宅ローンを組む直

前の私が必要に迫られた記事がありましたので、早速先生のところに…。

A Mさん、洒落た本だね。どれどれ精算課税、Mさんはお金持ちの父上がいるね。

Q 父は古希を迎えたばかり、すこぶる元気です。

A ハハア、Mさん、頭金の贈与だね。

Q 先生、正しくそのとおりです。兄が同行して次の日曜に父親に金策を頼みます。精算課税！私の職場でも父から贈与を受けた例が。

A Mさん、立ち入ったことを聞きますが、頭金は100万円位？

Q 5000万円のローンを組むので、頭金は50万円位が最低という条件ですが、頭金が

精算課税と 生前贈与の活用

多い方が、返すのに楽です。私もあと20年位で定年ですから。

A Mさん、ポケット本でお判りでしょうが、

精算贈与は2500万円までは控除があり、更に特例の3500万円までの控除は国会審議の結果次第。処でMさん、受贈の胸算用はできている！

Q 父親の原資は家族にも公開されているので、500万円、あわよくば1000万円位で。

A 税務署にキチンと手続をすれば、お父上に万一の時まで税金を納める必要はない。

Q 税金の心配ですが、兄と私の計算では父親が今倒れても相続税はかからないのです。仮に精算贈与を受けても、父に万一のとき相続加算があっても、かからないと考えても。

A このポケット本にも記述があるように、この場合相続税は心配ないと考えられます。

Q 日曜が楽しみですが、兄が同行しないと、私は贈与してくれと切り出せません。

ナマの税務相談室